（参考様式4）

介護保険法第百十五条の二十第二項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年　　　月　　　日

美里町長　　様

申請者住所

氏名（名称及び代表者名）

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。（申請者の役員が下記の第八号イから二に該当しないことを誓約します。）

記

|  |
| --- |
| （介護保険法第百十五条の二十第二項）  一　申請者が法人でないとき。  二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。  三　申請者が、第百十五条の二十二第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。  四　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  五　申請者が、第百十五条の二十六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。  六　申請者が、第百十五条の二十六の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の二十三の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。  七　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。  八　申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。  　イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  　ロ　第四号又は前号に該当する者  　ハ　第百十五条の二十六の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないもの  　ニ　第六号に規定する期間内に第百十五条の二十三の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの |